

生産緑地買取申出書(指定から30年経過)添付書類

番号	添付書類	部数	備 考
1	買取申出書	1	所有権を有する者が複数名いる場合は全員からの申し出
2	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	各1	原本のみ(3カ月以内に発行したもの)
3	位置図(1/2,500程度)	1	届出地を赤で囲む等、図示してください
4	公図	1	届出地を赤で囲む等、図示してください 資産税課(本庁舎2階)で発行 区画整理地の場合は不要
5	該当地の写真	各1	全体が確認できる2方向以上から撮影したもの (提出日から3ヶ月以内に撮影したもの)
その他(必要に応じて提出する書類)			
6	仮換地証明書	1	土地区画整理事業の仮換地の場合 市施行の場合は区画整理課(東庁舎2階)で発行
7	仮換地図	1	土地区画整理事業の仮換地の場合、コピー可 市施行の場合は区画整理課(東庁舎2階)で発行
8	権利抹消承諾書	1	申出土地に抵当権等の権利(税務署を除く)がある場合に提出(任意様式)
9	委任状	1	申出書の訂正や受理書の受領を第三者が行うとき、または、申請者が第三者のとき

※ 8は、事前に抹消することが不可能である場合のみ添付してください。

※ 相続税等の納税猶予を受けている場合は、事前に小牧税務署にご相談してください。

※ 一団で生産緑地が設定されている場合は、周辺所有者も併せて解除されてしまう場合があります。

必ず確認を行ってから提出してください。一度提出したものは取下げできません。

※ 申出書の受付後、受理書を送付します(一週間程度)。

※ 申出の受付日から起算して3月以内に所有権の移転がなされなかったときは生産緑地は制限解除されます。後日、解除通知を送付します。